

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和7年5月27日（令和7年（行情）諮問第584号）

答申日：令和8年10月23日（令和8年度（行情）答申第702号）

事件名：特定日時点での全国の刑事施設の施設名とその所長名等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1及び2に掲げる2文書（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年1月8日付け法務省矯総第51号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである（一部を除き、原文ママ）。

（1）審査請求書

ア 本件対象文書1に対して

法務省が、日本全国の刑事施設の施設名が判からない事はない。何の仕事を公務員としてしているのか。又、その所長名が判からなければ誰れに連絡をしたりするのか。それを取得、保有していないの回答は人を見下した対応であり国民はバカにされている。バカにした回答である。当然管理もし、報告も、施設より法務省にも伝わり、所長名も取得、保有してないのなら公務員でないのか。こちらは切手、収入印紙と私費を使っている。私は今も納税者だ。

開示と謝罪を要求するものである。

イ 本件対象文書2に対して

当特定刑事施設で特定年月A以降より、毎月第○週目の矯正処遇日の日の特定時刻頃に担当訓話と称して告知放送が流れる。それに対しての感想文を強制的に書くようになった。その内容で進類、進級を査定するとの事になった。その際の査定評価基準があり、それに刑務官がその基準を合せて評価するようになったと刑務官より聞い

た。当然、特定刑事施設だけが勝手にそのような基準表を作成しているのか、又、特定矯正管区、法務省に報告もせず、承認しているはずがない。まして、進級、進類を大きく左右する事で、懲罰よりも指導票よりも重きを置いているのである。現に私は批判的な事を記載したとの事で懲罰も、指導表も無かったが、進類もできなかった。

以上の事項にて当然法務省に関わっている事で大きな大きな事（仮出所、仮釈放）なので、絶対に無い訳が無い。

開示を要求するものである。

人に対する査定で人権問題になる。現に特定刑事施設の刑務官があると回答したからである。

(2) 意見書

本年6月に特定矯正管区への行政文書開示請求で、特定刑事施設の職員配置表が黒塗りではあるが開示になった。又、同請求にて特定刑事施設の名簿も開示され、その中に所長、総務部長、処遇部長は氏名が記載されたものが届いている。

法務省が、管理、監督している刑事施設の名称、その責任者である施設長のリストが、不存である事はない。公務員としての職務を全ったくしていないと言う事になる。不開示である前に同様の件に類似した事を提案する事も法に定められている事である。

法務省の怠慢、職務放棄である無責任である。

日本全国の施設名とその責任者である所長名は存在しない訳がない。

絶対に存在しなければならないものであり、それを開示しないのは不当である事から審査請求したものである。

又、特定年月B以降に改正された受刑者の査定評価基準表は、現に、当特定刑事施設の看守が発言した事であり、それを隠す事をするのは公務員法に触れる事であり、誤魔化し、隠蔽をしているとしか思えないものである。

従って、この2件に関しては実在するが、不開示とした事が法に反しているものであ。

因って、開示を請求するものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和6年11月11日受付行政文書開示請求書により、本件対象文書を含む複数の行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、これを受けた処分庁が、本件対象文書は作成又は取得しておらず、保有していないとして、不開示決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、原処分の取消しを求めているものと解されることから、以下、原処分の妥当性に

について検討する。

2 原処分に至るまでの経緯について

- (1) 審査請求人は、処分庁に対し、本件開示請求を行った。
- (2) 処分庁は、本件開示請求を受け、令和6年11月25日付け求補正書により、審査請求人に対し、本件対象文書1の趣旨が、特定年月日現在における全国の刑事施設の長の氏名が取りまとめられた行政文書の開示を求めるということ、本件対象文書2の趣旨が、特定年月A以降に改正された、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）53条の規定に基づき指定される優遇区分の評価基準が記載された行政文書の開示を求めるということであれば、法務省ではそれぞれの趣旨に該当する行政文書を作成又は取得しておらず、保有していない旨を情報提供するとともに、請求を維持するか否かについて意思確認を求めた。
- (3) 審査請求人は、令和6年12月6日受付回答書により、本件対象文書1の開示請求を維持する旨の回答をした。
- (4) 処分庁は、令和6年12月9日付け意思確認書により、審査請求人に対し、本件対象文書2の開示請求を維持するか否かについて、再度意思確認を求めた。
- (5) 審査請求人は、令和6年12月16日受付回答書（以下「本件回答書」という。）により、本件対象文書2の開示請求を維持する旨の回答をした。
- (6) 令和7年1月8日、処分庁は原処分を行った。

3 原処分の妥当性について

- (1) 処分庁は、本件開示請求を受け、本件対象文書を特定すべく、探索を行ったものの、本件対象文書を保有している事実は認められなかった。
- (2) また、本件審査請求を受け、諮問庁において、処分庁担当者をして、本件対象文書を再度探索させたものの、本件対象文書を保有している事実は認められなかった。
- (3) 以上のとおり、本件対象文書について、処分庁において、必要な探索を尽くした上でこれを作成又は取得していないとして不開示とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 令和7年5月27日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年7月11日 | 審査請求人から意見書を収受 |
| ④ 令和8年10月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む複数の文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書は作成又は取得しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書1の保有の有無について

(1) 諮問庁は、上記第3の3のとおり、法務省において、本件対象文書1を保有している事実は認められなかった旨説明するので、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 各刑事施設において、全職員の氏名を記載した職員名簿を作成・更新し、矯正官署内のイントラネット内に、当該職員名簿の最新版を保存している。

イ 法務省矯正局においては、上記アのとおり、各刑事施設がイントラネット内に保存した最新版の職員名簿を閲覧することで、各刑事施設の職員（施設長も含む。）の氏名を確認することができるため、本件対象文書1を作成・取得する必要はなく、また、実際に作成・取得していない。

ウ 本件開示請求を受け、法務省矯正局における文書庫、事務室及びパソコンの共有フォルダ等について探索し、また、本件審査請求を受けた際にも改めて同じ範囲を探索したが、本件対象文書1に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記(1)ア及びイの諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

(3) また、上記(1)ウの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

(4) したがって、法務省において、本件対象文書1を保有しているとは認められない。

3 本件対象文書2の保有の有無について

(1) 諮問庁は、上記第3の3のとおり、法務省において、本件対象文書2を保有している事実は認められなかった旨説明するので、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件開示請求書における本件対象文書2に係る記載には、本件対象文書2の請求文言に加え、別紙の3の内容が付記されていた。

イ また、本件回答書には、本件対象文書2の請求を維持する旨の回答

とともに、別紙の４の内容が付記されていた。

ウ 処分庁は、本件対象文書２の請求文言に加え、上記ア及びイの付記内容も勘案し、審査請求人は、特定刑事施設において、特定年月Ａから新たに開始された感想文の課題に関する査定に不満があり、その査定評価基準表等を確認したい意向を有していると推認されたことから、本件対象文書２の請求文言の「特定年月Ａ以降に改定（「改正」の趣旨と解される。）された」という条件を踏まえ、法務省矯正局における文書庫、事務室及びパソコンの共有フォルダ等について探索し、また、本件審査請求を受けた際にも改めて同じ範囲を探索したが、受刑者の査定評価基準表については、特定年月Ａ以降、本件開示請求時点までに改正された事実はなく、本件対象文書２に該当する文書は存在しなかった。

（２）検討

ア 当審査会において、諮問書添付資料を確認したところ、本件開示請求書及び本件回答書には、上記（１）ア及びイにおいて諮問庁が説明するとおりの記載内容が認められる。

イ そうすると、審査請求人の意向を勘案し、本件対象文書２の請求文言に付された「特定年月Ａ以降に改正された」という趣旨の条件を踏まえて、行政文書の探索を行った処分庁の対応は、不自然、不合理とまではいえない。

ウ また、受刑者の査定評価基準表について、特定年月Ａ以降、本件開示請求時点までに改正されていない旨の上記（１）ウの諮問庁の説明は、否定することまではできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

エ さらに、上記（１）ウの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

オ したがって、法務省において、本件対象文書２を保有しているとは認められない。

４ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

５ 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、法務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第１部会）

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 本件対象文書 1

特定年月日時点での日本全国の刑事施設の施設名とその所長名。

2 本件対象文書 2

特定年月 A 以降に改定された受刑者の査定評価基準表と内容文。

3 本件開示請求書における本件対象文書 2 に係る記載（本件対象文書 2 の請求文言を除く）

（例 1．特定年月 A より月に一度の処遇に感想文の査定基準、作業、官への批判により進級進類が、できなくした内容や内訳）

（例 2．指導票、懲罰よりも、感想文の内容が批判的であった事から、私は、特定年月 B に進類を妨げられた。その事を上記内容にて進類できなかったと刑務官に聞いたので、査定に関する開示を求める。）

4 本件回答書における本件対象文書 2 に係る記載

再度請求確認

・受刑者に対して刑事施設が進類、進級に関して、又、仮釈放や作業での転業（一般工場から経理工場へ）、又、立ち作業（班長）への基準査定があり、それを上司～所長へ提出するのに対して必ず、決められたものがあるはずである。

例．特定年月 A より処遇日に感想文にて進類を査定するようになった。それも当然基準表が無ければ、刑務官のその日その気分で決まるのでは無いはずである。

私は批判的な事を書いた事で進類を妨げられた。

このような判断をする用紙、表が存在するはずである その仮査定評価基準表の事である。

・特定刑事施設が独自でしているのなら、監督省等は何をしているのか。

・人を査定するには、必ず決めた文（書類が公務員として）が必要であるはずである。